

平成二十五年六月二十四日提出
質問第一二二九号

裁判員制度見直しに関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

裁判員制度見直しに関する質問主意書

一 平成二十一年九月九日に行われた、裁判員制度に関する検討会第一回会議からのべ十七回会議が行われ、裁判員制度の見直しに関し活発な議論が行われたと承知するが、今まで検討会の委員に、裁判員に選ばれた一般国民の経験者が加わったことがあるか。

二 今まで検討会において、裁判員に選ばれた一般国民の経験者から意見聴取を行ったことがあるか、また、行われたことがないのであれば、この先、プライバシー保護の上、意見聴取を行う予定はあるか。

三 裁判員裁判の評議において、裁判官が結論を誘導することは絶対に起こらないと限らないことを踏まえ、評議の妥当性、内容を裁判員のプライバシー保護の上、国民が検証できる制度を検討すべきと考えるが、法務大臣の見解は如何に。

四 裁判員は評議の内容を生涯、家族にも話せない等、裁判員に対する守秘義務が重すぎるとの意見がある。と承知するが、加えて、裁判官には守秘義務違反の罰則がないのに、一般国民から選ばれた裁判員、及び経験者には罰則があるのは事実か、また事実であればその理由を説明されたい。

右質問する。